

新型コロナウイルスワクチンの副反応 と思われる症状により休業した方へ

～副反応休業助成金のお知らせ～

与那原町では、安心してワクチン接種を受けられるよう、新型コロナウイルスワクチンの接種後に、副反応と思われる症状により休業することとなった方に、助成金を支給します。

対象者 以下のすべての項目に該当する方

- ① ワクチン接種時点において与那原町に住所がある方
- ② 令和3年5月16日以降にワクチン接種を受けた方
- ③ 労働者又は個人事業主
- ④ 副反応と思われる症状により休業した方
- ⑤ ④の休業期間中、給与や手当、休業に対する公的な補償が受けられない方



休業した日とは



仕事の予定があったが、副反応と思われる症状で休んだ日で、給与や手当等の支給がない日。

* 「定休日」「年次有給休暇」「特別有給休暇」「休業手当や傷病手当金等の対象日」などは対象外です。

助成額 休業した日につき一日あたり 4,000 円

対象日数

接種した日から3日間のうち、休業した日で、最大2日間が対象です。1回の接種で最大8,000円を支給します。(1回目と2回目の接種両方で副反応と思われる症状が発生し休業した場合、最大16,000円を支給します。)

例	1日目	2日目	3日目	助成金	合計 12,000 円
	接種を受けた日	翌日	翌々日		
1回目 	勤務	予定されていた勤務を休業	勤務	4,000円	
2回目 	接種後、予定されていた勤務を休業	予定されていた勤務を休業	予定されていた勤務を休業	8,000円	

1回の接種で最大2日が対象のため、3日目は対象外

申請方法

郵送又は窓口にて申請できます。
申請書などは与那原町ホームページよりダウンロード、
もしくは福祉課窓口にて配布しております。

郵送先 〒901-1392
与那原町字上与那原 16 番地
与那原町役場 福祉課 あて



必要書類

<u>会社などにお勤めの方</u> (記入例) パート、アルバイト、家族従業者など	<u>個人事業主の方</u> (自営業者の方) (記入例)
① 交付申請書(様式第1号)	① 交付申請書(様式第1号)
② 誓約書(様式第2号)	② 誓約書(様式第2号)
③ 就労証明書(様式第3号)	③ 就労申立書(様式第4号)
④ 直近の給与明細書のコピー	④ 直近の確定申告書のコピー
⑤ 健康保険証のコピー	⑤ 新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証のコピー
⑥ 新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証のコピー	⑥ 振込先の通帳コピー
⑦ 振込先の通帳コピー	

申請期限

令和4年2月末まで

1回目、2回目の接種終了後にそれぞれ申請しても、2回目の接種終了後にまとめて申請してもどちらでも結構です。接種後の休業終了後、なるべく1カ月以内に申請して下さい。

問合せ先

与那原町役場 福祉課
電話番号 (098) 945-1525



新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金Q&A

NO	質問	回答
1	助成の目的は何ですか。	新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応と思われる症状により休業を余儀なくされ、収入が減少する心配のある方でも、安心してワクチン接種が受けられるよう、一定額を助成するためです。
2	どのような人が対象ですか。	与那原町にお住まいの方で、令和3年5月16日以降に、新型コロナウイルスワクチン接種を受け、副反応と思われる症状で休業した方で、給与、事業所得、休業補償、休業手当等が支給されない労働者と個人事業主が対象です。
3	対象日はいつですか。	新型コロナウイルスワクチン接種を受けた日から3日間のうち、休業した日で、最大2日間が対象です。
4	対象となる「休業した日」とは、どのような日ですか。	働く予定があったが、副反応と思われる症状により働くことができなかった日のことです。なお、年次休暇や、特別な有給休暇など、給与の支給がある休暇を取得した場合や、休業手当や、その他公的な給付が支給された場合は、対象外となります。
5	助成額はいくらですか。	休業した日につき一日あたり4,000円です。
6	すでにワクチン接種を5月・6月に終わっていますが、申請できますか	申請できます。
7	ワクチン接種を受けるために、休業しました。対象となりますか。	ワクチン接種を受けるために休業した場合は、対象となりません。
8	アルバイトやパートで働いていますが、対象になりますか。	対象となります。
9	個人事業主の家族を手伝っていますが、対象となりますか。	事業専従者として給与を得ている場合は、対象となります。申請には、「青色事業専従者給与に関する届出書」などの提出が必要です。
10	定額の役員報酬を得ています。対象になりますか。	休業により、報酬額に影響がない場合は対象となりません。
11	不動産経営により生計を立てていますが、対象になりますか。	休業により、予定していた管理業務や、商談等がおこなえず、事業所得に影響がある場合は、対象となります。

12	店を経営しているが、自分が休業している間も、店は営業をしていました。対象になりますか。	休業により、事業所得に影響がない場合は、対象なりません。
13	内職をしています。対象になりますか。	業務を行う予定があったが、副反応と思われる症状により業務ができず、報酬等がない場合は対象となります。
14	接種後に副反応と思われる症状が出たので、有給休暇を取得しました。対象になりますか	有給休暇を取得した日は、対象外です。
15	休業したことで、個人で加入している保険に支払金があっても、対象になりますか。	公的な給付金には該当しないため、対象になります。
16	ダブルワークをしています。どのように申請したらよいですか。	ダブルワークをしている場合、それぞれの勤務先から就労証明書(様式第3号)への証明を受ける必要があります。
17	昼と夜で別の仕事をしています。昼の仕事は、有給休暇を取得しましたが、夜の仕事は欠勤しました。対象になりますか。	昼の仕事で給与が支払われているため、対象になりません。
18	個人事業主ですが、事業の他に、副業をしていて、雇用されて働いています。どのように申請したらいいですか。	個人事業主と労働者の両方に該当しますので、個人事業主、労働者、それぞれの就労状況確認書類の提出が必要となります。